

PCB 特別措置法に基づく PCB 廃棄物の保管等の届出の全国集計結果 (令和 5 年度末)

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(PCB 廃棄物特別措置法)に基づき PCB 廃棄物を保管する事業者から都道府県等に対して令和6年6月末までに届出された、2024 年(令和6年)3月末時点の PCB 廃棄物の保管等の状況について取りまとめた。

2023 年(令和5年)3月末時点の所有・保管の状況と比較して、所有・保管されている高濃度 PCB 廃棄物のうち、変圧器を約 200 台、コンデンサー(3kg 以上)を約 1,400 台、安定器を約 185,600 個処理している。また、保管されている低濃度 PCB 廃棄物について、変圧器を約 5,000 台、コンデンサー(3kg 以上)を約 1,000 台、柱上変圧器を約 22,000 台処理している。

引き続き、早期処理を目指し、自治体と連携して PCB 廃棄物の適正処理に取り組む。

1. 集計の範囲

都道府県等において PCB 廃棄物を保管する事業者から届出のあった PCB 廃棄物の種類毎の保管量及び PCB 使用製品の種類毎の所有量を集計したものを環境省において全国集計した。PCB 廃棄物の種類は、以下のとおり分類している。

廃棄物の種類及び製品の種類

- | | | |
|----------------|-----------------|-----------------|
| ①変圧器(トランス) | ②コンデンサー(3kg 以上) | ③コンデンサー(3kg 未満) |
| ④柱上変圧器(柱上トランス) | ⑤安定器 | ⑥PCB を含む油 |
| ⑦感圧複写紙 | ⑧ウエス | ⑨OF ケーブル |
| ⑩汚泥 | ⑪塗膜 | ⑫その他の機器 |
| ⑬その他 | | |

※PCB 特別措置法に基づく各届出書の記入要領に示す「廃棄物の種類」及び「製品の種類」を 13 分類したものを示す。

2. 令和 6 年 3 月末現在の PCB 廃棄物の保管等集計結果

全国の集計結果を表-1及び表-2に示す。

表－1 PCB廃棄物の保管状況（令和6年3月31日現在）

廃棄物の種類	高濃度		低濃度		濃度不明	
	事業所数	保管量	事業所数	保管量	事業所数	保管量
変圧器（トランス）	19	44台	8,518	約24,000台	398	約930台
コンデンサー（3kg以上）	403	約1,100台	3,476	約14,000台	432	約1,100台
コンデンサー（3kg未満）	338	約120,000台	1,721	約70,000台	209	約11,000台
柱上変圧器（柱上トランス）	-	-台	146	約57,000台	7	14台
安定器	990	約200,000個	-	-個	768	約36,000個
PCBを含む油	28	約1トン	1,274	約43,000トン	31	約39トン
感圧複写紙	2	約0.05トン	21	約42トン	0	0トン
ウエス	61	約4トン	742	約140トン	26	約3トン
OFケーブル	-	-トン	27	約440トン	0	0トン
汚泥	6	約12トン	129	約9,900トン	6	約190トン
塗膜	0	0トン	624	約1,900トン	9	約5トン
その他の機器	30	約5,900台	1,717	約9,500台	77	約120台
その他	141	約210トン	2,320	約12,000トン	94	約39トン

表－2 PCB使用製品の所有状況（令和6年3月31日現在）

廃棄物の種類	高濃度		低濃度		濃度不明	
	事業所数	所有量	事業所数	所有量	事業所数	所有量
変圧器（トランス）	2	5台	8,035	約26,000台	938	約2,300台
コンデンサー（3kg以上）	15	18台	951	約5,600台	1,490	約3,500台
コンデンサー（3kg未満）	9	39台	430	約6,100台	182	約1,300台
柱上変圧器（柱上トランス）	-	-台	76	約1,800台	4	12台
安定器	75	約3,400個	-	-個	61	約1,900個
PCBを含む油	4	約0.001トン	101	約130トン	2	約0.001トン
感圧複写紙	0	0トン	0	0トン	0	0トン
ウエス	0	0トン	0	0トン	0	0トン
OFケーブル	-	-トン	55	約260トン	0	0トン
汚泥	0	0トン	4	約3トン	1	0トン
塗膜	0	0トン	324	約910トン	1	0トン
その他の機器	0	0台	997	約5,000台	159	約580台
その他	1	0トン	335	約6,400トン	37	約5トン

○表－1及び表－2において、ドラム缶等各種容器にまとめて保管又は使用している場合など、変圧器等（「変圧器（トランス）」、「コンデンサー（3kg以上）」、「コンデンサー（3kg未満）」、「柱上変圧器（柱上トランス）」、「安定器」、「その他の機器」）が台数又は個数で計上できないもの、変圧器等以外で重量や体積で計上できないものについては、事業所数のみ計上した。

○PCB等（「PCBを含む油」、「感圧複写紙」、「ウエス」、「OFケーブル」、「汚泥」、「塗膜」）については、重量又は体積で計上されたもののうち、体積で計上された分については、1ℓ＝1kgとして重量に換算して集計した。

○届出時に台数の情報がなく重量等の情報が記載されている場合、以下の通り廃棄物の種類に応じ仮定をおいて集計した。

- ・「変圧器（トランス）」は、1,600kgを1台
- ・「コンデンサー（3kg未満）」は、0.26kgまたは0.28ℓ、0.002缶をそれぞれ1台
- ・「コンデンサー（3kg以上）」は、54kgを1台
- ・「安定器」は、2.8kg又は1.9ℓ、0.01缶をそれぞれ1個

○「その他の機器」とは、変圧器やコンデンサー、安定器以外の機器である。

○「その他」は、「その他の機器」等を含む全ての廃棄物・製品の種類に分類できない物、または複合汚染物である。

○電気事業法で定める使用中電気工作物については、PCB特措法の適用範囲ではない。但し、届出がある場合、既存のデータが存在する場合は集計した。

(参考)令和4年度末時点のPCB廃棄物の保管等の状況及び5年度末時点への変化量

参考表1-1 PCB廃棄物の保管状況(令和5年3月31日現在)

廃棄物の種類	高濃度		低濃度		濃度不明	
	事業所数	保管量	事業所数	保管量	事業所数	保管量
変圧器(トランス)	47	約240台	9,947	約29,000台	449	約1,300台
コンデンサー(3kg以上)	856	約2,200台	3,856	約15,000台	429	約1,100台
コンデンサー(3kg未満)	653	約220,000台	1,560	約85,000台	183	約12,000台
柱上変圧器(柱上トランス)	-	-台	156	約79,000台	11	18台
安定器	2,464	約380,000個	-	-個	787	約41,000個
PCBを含む油	79	約60トン	1,469	約45,000トン	35	約7トン
感圧複写紙	3	約2トン	25	約43トン	0	0トン
ウエス	162	約11トン	873	約150トン	43	約2トン
OFケーブル	-	-トン	39	約1,200トン	0	0トン
汚泥	16	約72トン	154	約18,000トン	10	約190トン
塗膜	3	約3トン	518	約1,500トン	7	約4トン
その他の機器	60	約6,400台	2,034	約14,000台	104	約220台
その他	312	約200トン	2,597	約10,000トン	103	約280トン

参考表1-2 令和4年度末から5年度末時点にかけての保管量の変化量

廃棄物の種類	高濃度		低濃度		濃度不明	
	事業所数	保管量	事業所数	保管量	事業所数	保管量
変圧器(トランス)	▼28	▼約196台	▼1,429	▼約5,000台	▼51	▼約370台
コンデンサー(3kg以上)	▼453	▼約1,100台	▼380	▼約1,000台	3	約0台
コンデンサー(3kg未満)	▼315	▼約100,000台	161	▼約15,000台	26	▼約1,000台
柱上変圧器(柱上トランス)	-	-台	▼10	▼約22,000台	▼4	▼4台
安定器	▼1,474	▼約180,000個	-	-個	▼19	▼約5,000個
PCBを含む油	▼51	▼約59トン	▼195	▼約2,000トン	▼4	約32トン
感圧複写紙	▼1	▼約2トン	▼4	▼約1トン	0	0トン
ウエス	▼101	▼約7トン	▼131	▼約10トン	▼17	約1トン
OFケーブル	-	-トン	▼12	▼約760トン	0	0トン
汚泥	▼10	▼約60トン	▼25	▼約8,100トン	▼4	約0トン
塗膜	▼3	▼約3トン	106	約400トン	2	約1トン
その他の機器	▼30	▼約500台	▼317	▼約4,500台	▼27	▼約100台
その他	▼171	約10トン	▼277	約2,000トン	▼9	▼約241トン

○表1-1及び表1-2において、ドラム缶等各種容器にまとめて保管又は使用している場合など、変圧器等(「変圧器(トランス)」、「コンデンサー(3kg以上)」、「コンデンサー(3kg未満)」、「柱上変圧器(柱上トランス)」、「安定器」、「その他の機器」)が台数又は個数で計上できないもの、変圧器等以外で重量や体積で計上できないものについては、事業所数のみ計上した。

○PCB等(「PCBを含む油」、「感圧複写紙」、「ウエス」、「OFケーブル」、「汚泥」、「塗膜」)については、重量又は体積で計上されたもののうち、体積で計上された分については、1ℓ=1kgとして重量に換算して集計した。

○届出時に台数の情報がなく重量等の情報が記載されている場合、以下の通り廃棄物・製品の種類に応じ仮定をおいて集計した。

- ・「変圧器(トランス)」は、1,600kgを1台
- ・「コンデンサー(3kg未満)」は、0.26kg又は0.28ℓ、0.002缶をそれぞれ1台
- ・「コンデンサー(3kg以上)」は、54kgを1台
- ・「安定器」は、2.8kg又は1.9ℓ、0.01缶をそれぞれ1個

○「その他の機器」とは、変圧器やコンデンサー、安定器以外の機器である。

○「その他」は、「その他の機器」等を含む全ての廃棄物・製品の種類に分類できない物、又は複合汚染物である。

○電気事業法で定める使用中電気工作物については、PCB特措法の適用範囲ではない。但し、届出がある場合、既存のデータが存在する場合は集計した。

参考表2-1 PCB使用製品の所有状況(令和5年3月31日現在)

製 品 の 種 類	高濃度		低濃度		濃度不明	
	事業所数	所有量	事業所数	所有量	事業所数	所有量
変 圧 器 (ト ラ ン ス)	12	19 台	8,736	約 30,000 台	1,023	約 2,600 台
コ ン デ ン サ ー (3 k g 以 上)	77	約 320 台	939	約 5,800 台	1,514	約 3,100 台
コ ン デ ン サ ー (3 k g 未 満)	14	約 3,400 台	310	約 5,500 台	134	約 1,300 台
柱 上 変 圧 器 (柱 上 ト ラ ン ス)	-	- 台	78	約 2,100 台	5	14 台
安 定 器	242	約 9,000 個	-	- 個	54	約 1,000 個
P C B を 含 む 油	4	約 0.00047 トン	105	約 210 トン	3	約 0.33 トン
感 圧 複 写 紙	0	0 トン	0	0 トン	0	0 トン
ウ エ ス	0	0 トン	2	約 0.0001 トン	0	0 トン
O F ケ ー ブ ル	-	- トン	64	約 330 トン	0	0 トン
汚 泥	0	0 トン	2	約 0.00006 トン	0	0 トン
塗 膜	0	0 トン	298	約 890 トン	2	0 トン
そ の 他 の 機 器	4	42 台	1,099	約 5,600 台	149	約 530 台
そ の 他	6	約 0.59 トン	348	約 5,000 トン	40	約 1 トン

参考表2-2 令和4年度末から5年度末時点にかけての所有量の変化量

製 品 の 種 類	高濃度		低濃度		濃度不明	
	事業所数	所有量	事業所数	所有量	事業所数	所有量
変 圧 器 (ト ラ ン ス)	▼10	▼14 台	▼701	▼約 4,000 台	▼85	▼約 300 台
コ ン デ ン サ ー (3 k g 以 上)	▼62	▼約 302 台	12	▼約 200 台	▼24	約 400 台
コ ン デ ン サ ー (3 k g 未 満)	▼5	▼約 3,361 台	120	約 600 台	48	約 0 台
柱 上 変 圧 器 (柱 上 ト ラ ン ス)	-	- 台	▼2	▼約 300 台	▼1	▼2 台
安 定 器	▼167	▼約 5,600 個	-	- 個	7	約 900 個
P C B を 含 む 油	0	0 トン	▼4	▼約 80 トン	▼1	▼約 0.33 トン
感 圧 複 写 紙	0	0 トン	0	0 トン	0	0 トン
ウ エ ス	0	0 トン	▼2	▼約 0.0001 トン	0	0 トン
O F ケ ー ブ ル	-	- トン	▼9	▼約 70 トン	0	0 トン
汚 泥	0	0 トン	2	約 3 トン	1	0 トン
塗 膜	0	0 トン	26	約 20 トン	▼1	0 トン
そ の 他 の 機 器	▼4	▼約 42 台	▼102	▼約 600 台	10	約 50 台
そ の 他	▼5	▼約 1 トン	▼13	約 1,400 トン	▼3	約 4 トン

○表2-1及び表2-2において、ドラム缶等各種容器にまとめて保管又は使用している場合など、変圧器等（「変圧器（トランス）」、「コンデンサー（3kg以上）」、「コンデンサー（3kg未満）」、「柱上変圧器（柱上トランス）」、「安定器」、「その他の機器」）が台数又は個数で計上できないもの、変圧器等以外で重量や体積で計上できないものについては、事業所数のみ計上した。

○PCB等（「PCBを含む油」、「感圧複写紙」、「ウエス」、「OFケーブル」、「汚泥」、「塗膜」）については、重量又は体積で計上されたもののうち、体積で計上された分については、1ℓ=1kgとして重量に換算して集計した。

○届出時に台数の情報がなく重量等の情報が記載されている場合、以下の通り廃棄物・製品の種類に応じ仮定をおいて集計した。

- ・「変圧器（トランス）」は、1,600kgを1台
- ・「コンデンサー（3kg未満）」は、0.26kg又は0.28ℓ、0.002缶をそれぞれ1台
- ・「コンデンサー（3kg以上）」は、54kgを1台
- ・「安定器」は、2.8kg又は1.9ℓ、0.01缶をそれぞれ1個

○「その他の機器」とは、変圧器やコンデンサー、安定器以外の機器である。

○「その他」は、「その他の機器」等を含む全ての廃棄物・製品の種類に分類できない物、又は複合汚染物である。

○電気事業法で定める使用中電気工作物については、PCB特措法の適用範囲ではない。但し、届出がある場合、既存のデータが存在する場合は集計した。